

医療ガス安全管理委員会要綱

目的及び設置	医療用ガスにかかる管理上及び使用上の安全管理に務め、患者の安全を確保するため、吉見病院に医療ガス安全管理委員会を設置する。
構成メンバー	<u>理事長</u> 、院長、薬剤師、看護師長、外来主任、看護主任、事務長その他院長の指名した職員で委員会を構成する。
委員会	委員会には委員長を置き、院長がその職務を行う。 委員長は委員会を招集し、その議長となる。 委員会に監督責任者及び実施責任者を置き、委員のうちから選任する。
業 務	定期的及び必要に応じ医療用ガス設備の保守点検を行い、点検内容を記録し、その記録を保存すること。 新設、改修等の場合における使用に先立つ試験、検査を行うこと。 医療用ガスに関する知識の普及啓蒙に関すること。
委員会開催	委員会は毎年４月に定例会を開催するほか必要に応じ臨時会を開催する。
そ の 他	委員会及び保守点検に関する記録の保存期間は２年間とする。

平成１５年１１月２０日

平成２７年　４月　１日　改定

２０１９年　４月　１日　改定

医療法人社団秀林会吉見病院